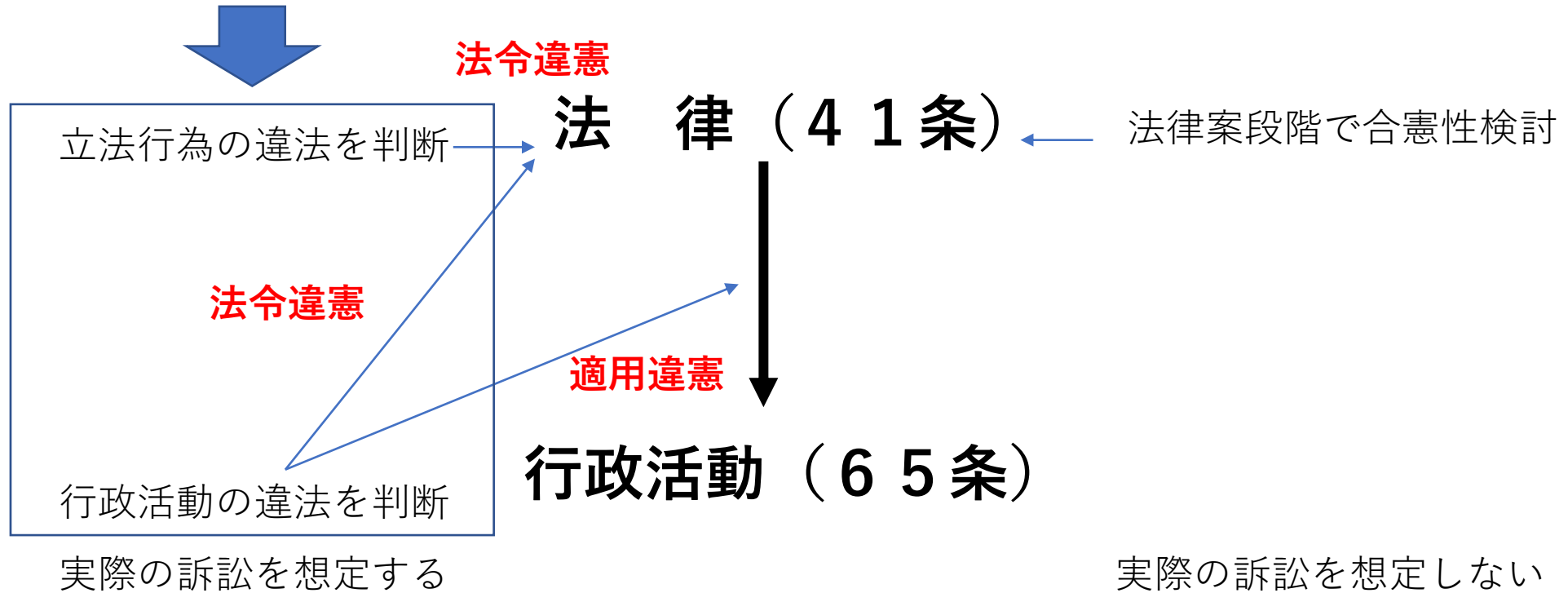


憲法とは

- 「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」（98条1項）
- 「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」（81条）
- 憲法とは国の最高法規でありこれに反する法律や国家の行為は違憲無効とされる。

司法試験憲法問題の構造（行政活動）

違憲審査権（76条1項、81条）：**付随的違憲審査制**



司法試験憲法問題の構造（刑事手続）

違憲審査権（76条1項、81条）：**付随的違憲審査制**

